

とめ 法人会 NEWS

平成28年4月28日発行

第76号

平筒沼ふれあい公園 桜まつり

米山と豊里町域にまたがる「平筒沼ふれあい公園」は、四方を自然林に囲まれていて春は桜、夏はハスとスイレンが咲き、秋には紅葉、冬には白鳥などの渡り鳥が飛来する風情豊かな公園です。

毎年4月の「桜まつり」は、昭和60年に町民参加によって植えられた875本の桜が咲き誇り、花見の観光客が市内外から数多く訪れて、にぎわいをみせています。

目次

- P. 1 平筒沼ふれあい公園 桜まつり
- P. 2~5 消費税の軽減税率制度のポイント
- P. 6 宮城県からのお知らせ
- P. 7 会員企業リレー、法人会トピックス
- P. 8 青年・女性部会「租税教育事業」

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。 ※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※提出後の届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付スピード

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。 | ご利用に照し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。 | イータックス | 検索

平成29年
4月1日～

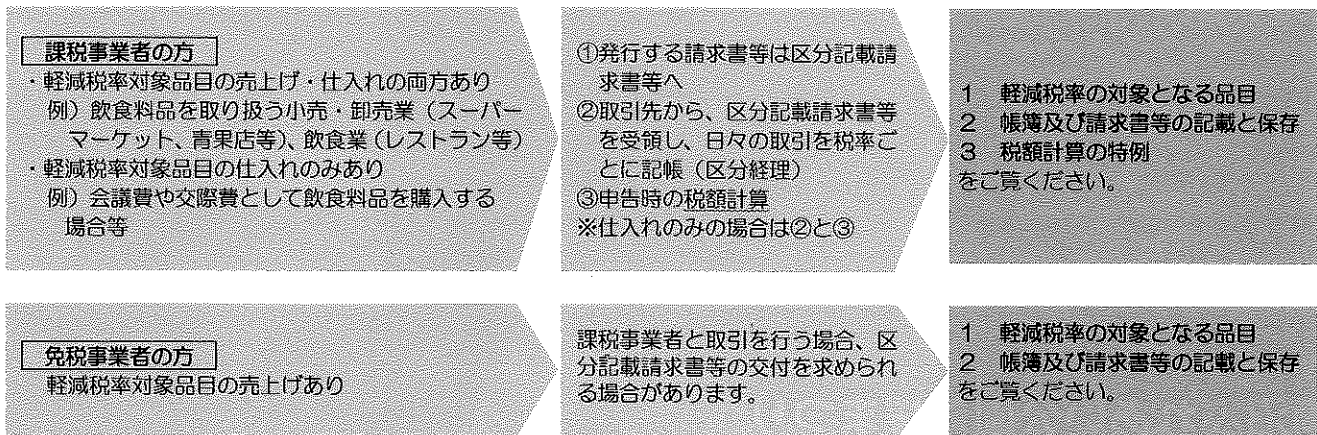
消費税の軽減税率制度が導入されます

平成28年4月
国税庁

軽減税率制度のポイント

軽減税率制度の導入時期	平成29年4月1日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） <small>（注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22</small>
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 ・ 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等 ^(注1) の保存」ですが、軽減税率制度導入後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等 ^(注2) の保存が要件となります。 <small>（注1）「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 （注2）「区分記載請求書等」といいます。なお、平成33年4月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります。</small>
税額の計算	・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・ 区分経理が困難な事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～



1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

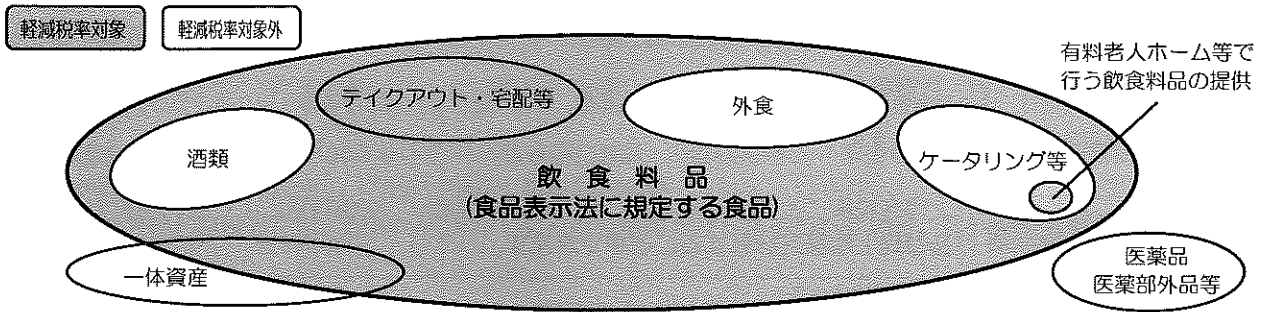
詳細は次ページ

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成29年4月～平成33年3月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

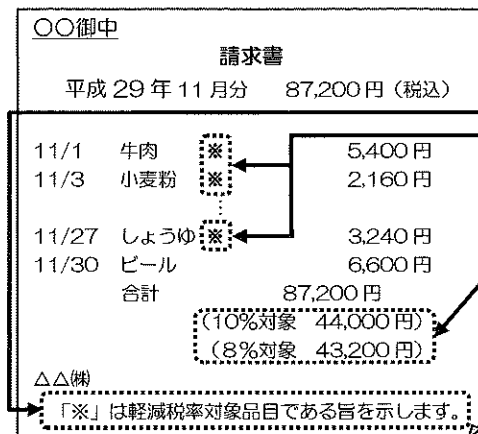
課税事業者・免税事業者の方

レシートの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	請求書等への記載事項	帳簿への記載事項
平成29年3月31日まで 【現行制度】	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称 (上記に加え)	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額 (上記に加え)
平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで 【区分記載請求書等保存方式】	① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能	軽減税率の対象品目である旨

(注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》



現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

(参考)

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

(注) 特例の適用期間は、中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下）と中小事業者以外の事業者で異なります。

売上税額の計算特例 売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者	② ①以外の事業者	③ ①・②の計算が困難な事業者(注)
内容	卸売業・小売業に係る売上げに 小売等軽減仕入割合 を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額}}$	売上げに 軽減売上割合 を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 $\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算 (注) 主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象
適用対象	中小事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		
	中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで		

仕入税額の計算特例 仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者	② ①以外の事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに 小売等軽減売上割合 を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額}}$	○ 中小事業者 簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に簡易課税選択届出書を提出し、同制度を適用可能 (参考)原則はその課税期間の開始前に届出書の提出が必要 ○ 中小事業者以外の事業者 簡易課税制度に準じた方法で仕入税額を計算可能 そのための届出書は、当該計算を行おうとする課税期間中に提出が必要 (参考)適用を受けようとする課税期間ごとに提出が必要
適用対象	中小事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	中小事業者：以下の課税期間に適用可能 平成29年4月1日から、平成30年3月31日までの日の属する課税期間 ※ 届出書は平成29年1月1日から提出可能
	中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで	中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで ※ 届出書は平成29年1月1日から提出可能

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成33年4月1日～）

課税事業者・免税事業者の方

平成33年4月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）
（注）申請受付は、平成31年4月からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期 間	割 合
平成33年4月1日から平成36年3月31日まで	仕入税額相当額の80%
平成36年4月1日から平成39年3月31日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「#又は3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^(注)
※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせ下さい。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

自動車税の納税通知書は5月10日に発送予定

- 平成28年度の自動車税納税通知書は、平成28年5月10日（火曜日）に発送する予定です。
- 今年度は、5月31日（火曜日）が納期限となります。
- 納期限まで納付されない場合は、延滞金がかかることがありますので、お早めに納付されますようお願いいたします。
- 自動車税の納付などについてご質問がある場合は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせ願います。

納める方

- 自動車税は、毎年4月1日現在で登録されている自動車の所有者に課税されます。ただし、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは買主が所有者とみなされます。

納める方法

- 納税通知書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストアまたは県税事務所で納付してください。
- 納付の際は、ミシン目から上下に切り離して、下部の横3連の納付書をそのまま窓口にお出しくください。
- 納付書を切り離したりバーコード等の情報が汚損されていると、納付できない場合があります。その際は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせください。

ペイジー (Pay-easy) による納付について

- ペイジー (Pay-easy) は、宮城県などの収納機関と金融機関をネットワークで結ぶことにより、利用者がパソコン、携帯電話、ATMを利用して県税の納付ができるサービスです。
- ペイジーで納付するためには、事前手続（金融機関との契約）が必要です。詳しくは各金融機関のホームページでご確認いただくか各金融機関にお問い合わせいただくようお願いいたします。
- ペイジー取扱い金融機関やペイジーによる納付の方法等については、宮城県総務部税務課のホームページをご確認願います。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/index-payeasy.html>)

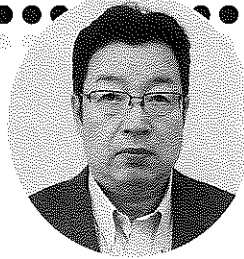
クレジットカードによる納付について

- ご自宅の「パソコン」、「スマートフォン」等からクレジットカードを利用して自動車税の納付ができます。ご利用にあたっては、次の注意事項を必ずご確認ください。

1. 納税証明書は、クレジットカードで支払い手続きいただいた日から約1か月後に発行可能となりますので、納税証明書の発行を急がれる方は、クレジットカードによる納税は行わないでください。（納税証明書の発行を急がれる場合は、金融機関またはコンビニエンスストアをご利用ください。）
2. 県税事務所や金融機関およびコンビニエンスストア等、窓口や店頭でのクレジットカードによる支払いはできません。インターネットを使用するパソコン、スマートフォン等からの支払いのみ可能です。
3. 税額とあわせて、支払い1件あたり324円の決済手数料がかかります。
4. 宮城県から領収証書の送付は行いませんので、ご了承ください。
5. 納付書発行日の翌々日以降（土日・祝日は除きます）にお手続きが可能です。お急ぎの場合は、金融機関またはコンビニエンスストアをご利用ください。

- クレジットカードによる納付方法等については、宮城県総務部税務課のホームページをご確認願います。(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kurezitto.html>)

「震災の復興に 貢献したい」



《津山支部》
株式会社 丸昭建設興業
代表取締役 佐々木 秀之氏

「復興に少しでも貢献できれば」と南三陸町を中心に公共工事をされている(株)丸昭建設興業様を訪問しました。

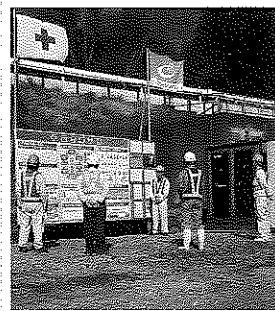
会社は、初代社長の佐々木昭雄氏が30歳頃より地元の労働者の先頭になり、全国各地のゴルフ場建設を専門に手がけたことが始まりだそうで、昭和58年に(有)丸昭建設を設立。その後、(株)丸昭建設興業に組織変更するなど創業42年になるそうです。

業務内容は、建設業の土木工事が中心で、2代目社長の佐々木秀之氏が引き継いでから、震災後運送業も始められたといいます。

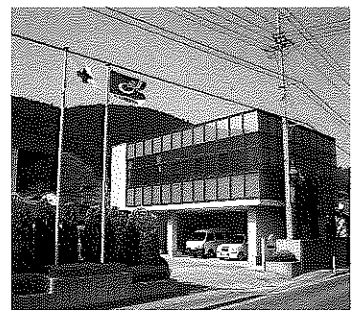
社員は25名程で、業界の課題でもある労働力不足の中、若手社員の人材確保に努めながら日々の仕事に最善を尽くしているとのことでした。

また、常に明るい職場と快適な環境づくりを考え、安全と品質の良いものをつくりたいと話しております。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



工事作業打ち合わせ



会社全景

経営方針

品質・安全と重視し、地域社会に貢献する
誠実と協調をもって事業の発展に努める



大会会場にて参加部会員

第十一回法人会全国女性フォーラム
福島大会が平成28年4月14日(木)郡
山のビックパレットふくしまを会場
に、全国各地より1800名を超える

女性部会 法人会全国女性フォーラムに参加！

女性部会員が参加して盛大に開催されました。

「心ひとつに伝えよう 繋(つな)ごう創ろう 福島から」をキャッチフレーズに福島県内の各部会より活動報告があり、女性部会は税のオピニオンリーダーとして社会に貢献する活動に日々積極的に取り組まなければならぬ事を学びました。

特に未来を担う小学生に税の大切さを伝える租税教室と税に関する絵はがきコンクールの活動については、どの女性部会も今後より一層力を入れて取り組んでいきたいと思います。再確認を



気仙沼市津谷中学校生徒会へBOX寄贈



8/27 新田小学校
大量にキャップ回収



9/10 キャップ売却・積込

「地球に愛を子どもに愛を」をテーマに取り組み始めた、登米法人会の社会貢献活動、エコキャップ運動が今年で8年目を迎えます。

青年部会 キャップ回収ボックスを寄贈！

青年部会は、気仙沼市本吉響高校、津谷中学校に回収ボックスを設置しました。昨年提供されたキャップ量は、全体で3,877kgあり、この売却金を「世界の子供にワクチンを」を日本委員会に全額寄付いたしました。



社会貢献事業

租税教育に積極的に取り組む！

青年部会・女性部会では、七年前から社会貢献事業の一環として「税金」の役割と大切さを教える「租税教育推進」に取り組んでおり、平成二十七年度も市内小中学校11校の税金教室の講師を務めました。

今年初めて講師を務めた部会員も多
くおりましたが、堂々とした講義ぶりに、子供たちも興味を持って聴き入っていました。
両部会では、今後もより多くの小中学校で税金教室を続けていきたいと話しておりました。



1/29 女性部会 岩間まき子氏



1/18 青年部会 杉山孝俊氏



2/8 青年部会 猪股圭太郎氏

法人会 新会員ご紹介

平成二十七年度（敬称略）

- 佐沼支部 (株)With (株)一輪の花 (株)菓音菓子舗 (有)ファーストギルド
- (有)松本商店 イーメタル工業(株) 佐沼中央商店会(協) (有)光澤機械
- (有)リラク 伊藤建築 佐藤市郎税理士事務所
- 登米支部 (株)伸光商事 (株)里山林農元気村 (合同)とめ自然エネルギー
- (有)日本環境開発会社 (株)共立 (合同)サポートセンター四季
- 中田支部 (有)阿部電気工事 (株)ヒューマンネットくさか 宮城グレーダ(株)
- (有)菜の花村 (協)産直なかだ愛菜館 及川畜産
- 豊里支部 (有)かどや石油店 鈴木屋旅館
- 米山支部 (株)マルセイ自動車 (株)たいら (株)ちばファーム (株)久保園芸
- 宮田建設(株) 小竹保険事務所 千葉保険事務所
- 石越支部 (株)サイキ (株)稲邊畜産 スマイルアップ(資)
- 津山支部 (有)横山観光 (有)柳津タクシー



税の絵はがき優秀作品を表彰

次代を担う子供たちに、税金が国民の生活にどのように役立っているかを知ってもらうため「税に関する絵はがきコンクール」を全国各地の法人会で実施。回を重ねるごとに応募枚数も増え、東北六県で552校16,139点、登米市内小学校からは、10校274点の応募をいただきました。

優秀な作品が多く、選考に大変苦労したそうで、登米法人会女性部会長賞に、米山東小学校の千枝美香さんが選ばれ、賞状と記念品を贈呈いたしました。



プルタブ・タオル等を寄贈

女性部会の社会貢献事業として「できることからコツコツ」と始まったのが、平成16年度から実施している新品タオル、使用済み切手、プルタブの収集です。これを有効に活用してもらいましょう、と登米市社会福祉協議会へ寄贈しています。(タオルは特別養護老人ホームや福祉作業施設へ、プルタブは大量に集まったところで換金され地域福祉事業に。使用済み切手は専門の収集団体へ)

今後もこの活動を続けていく計画です。